

2025 年 7 月 1 日

先達山を注視する会 規約

第 1 条(名称)

本会は「先達山を注視する会」(以下「本会」という)と称する。

第 2 条(目的)

本会は、福島市の先達山およびその周辺環境の保全と持続可能な地域社会の形成を目的とし、企業活動や開発行為などによる自然環境や住民生活への影響を注視し、情報発信、調査、提言活動等を行う。

また、先達山周辺住民と同様に世界・日本の各地で様々な環境問題に悩む多くの人々と、その国籍や出身、民族、性別、言語の壁を超えて幅広く連帯し、共同行動を模索する。

第 3 条(活動内容)

本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 先達山および周辺地域における環境や開発状況の調査・記録・情報発信
2. 行政機関・企業・地域住民との対話と協働
3. 環境保護および持続可能性に関する情報発信・学習会・勉強会の開催
4. 必要に応じた要望書・意見書の提出
5. 世界・国内の環境や人権問題などに取り組む諸団体との連携の模索
6. その他、本会の目的に資する活動

第 4 条(会員)

1. 本会の目的(2 条に規定)に賛同する個人または団体は、所定の手続き(別紙会

員資格規定による)を経て会員あるいは賛助会員となることができる。

2. 会員は本会の活動に参加し、情報共有および本会としての意思決定に関与することができる。
3. 会員は年会費 1 万円、賛助会員は年会費 5 千円を納入するものとする。また、随時、必要に応じて特別寄付を行う。

第 5 条(役員)

1. 本会に以下の役員を置く。
 - (1)共同代表 2 名
 - (2)副代表 若干名
 - (3)会計 1 名
2. 役員は会員の中から選出し、任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。
3. 共同代表は会を代表し、会務を統括する。共同代表はいずれも単独で代表権を行使できる。副代表は代表を補佐し、代表不在時はその職務を代行する。

第 6 条 (役員会)

1. 役員会は、原則として月 1 回開催する。また、代表は必要に応じて臨時に招集できる。
2. 役員会は、代表のいずれかが議長を務める。いずれの代表も不在の場合は、副代表が代行する。
3. 役員会の議事録は代表のいずれかが作成し、役員全員の承認を得て、記録・保存する。
4. 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - ① 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ② 総会に付議すべき事項
 - ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
5. 役員会での討議事項や議決事項については、随時、会員と賛助会員に通知する。

第 7 条（総会）

1. 総会は、年に 1 回開催し、活動報告、決算・予算、規約の改正、役員選出等を審議・決定する。
2. 総会は、会員の過半数の出席（Web 等を利用した出席、他会員への委任による出席を含む）により成立する。
3. 議決は、出席者の過半数の賛成により行う。

第 8 条（会計）

1. 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
2. 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 条（規約の改正）

本規の改正は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって行う。

第 10 条（解散）

本会の解散は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決定する。解散時の残余財産は、第 2 条の趣旨に従って役員会にて処分方法を決定する。

会員資格規定

(「先達山を注視する会」規約第4条に基づく詳細規定)

第1条(会員の種類)

本会の会員は、次の2種とする。

1. **正会員**: 本会の目的に賛同し、活動に積極的に参加する個人または団体
2. **賛助会員**: 本会の趣旨に賛同し、資金面・その他の形で支援する個人または団体
(総会の出席権及び議決権は持たない)

第2条(会員資格)

正会員および賛助会員は、以下の条件を満たすものとする。

1. 本会の目的・趣旨に賛同すること
2. 他の会員との信頼関係を損なわないこと
3. 本会規約4条3項に定められた会費を納入すること。

第3条(正会員入会資格)

正会員として入会を希望する者は、次のすべての条件を満たしている必要がある。

1. 本会の目的・方針・活動内容を十分に理解し、積極的かつ継続的に関与する意志を有すること
2. 過去または現在において、本会の目的に反する行動・発言・団体との関係が一切ないこと
3. 入会時点で以下のいずれかに該当すること
 - (1) 現役会員1名以上の書面による推薦を受けていること
 - (2) 本会の活動自発的に参加した実績があること(例: 報告会・対話会参加、視察活動参加、情報・寄付金提供など)
 - (3) 本会の目的・活動方針・活動内容を正確に理解し、積極的かつ継続的に

協力する姿勢が顕著なこと

4. 役員会における審査および面談において承認を受けること

第5条(賛助会員入会資格)

賛助会員として入会を希望する者は、次のすべての条件を満たしている必要がある。

1. 本会の目的・方針・活動内容を十分に理解し、積極的かつ継続的に関与する意志を有すること
2. 賛助会員は、本会の趣旨に深く賛同し、資金的・物的または専門的支援を行うことを目的とした個人または団体であって、正会員としての義務・権限を持たないことを了承する。

第6条(入会手続)

1. 正会員としての入会希望者は、所定の入会申請書・推薦書を提出する。
2. 賛助会員としての入会希望者は、所定の入会申請書を提出する。
3. 書類提出後、正会員については役員会により本人面談を行い、適格性を総合的に判断して決定する。賛助会員については、役員会により書類審査を行い、適格性を総合的に判断して決定する。
4. 面談ないし書類審査後、役員会の多数決による承認をもって入会を正式に認める。

第7条(会員の義務)

会員は以下の義務を負う。

1. 本会の決定事項、行動指針および倫理規範に従うこと
2. 定められた年会費を滞りなく納入すること

第 8 条(除名および資格停止)

以下に該当する場合、会員・賛助会員は除名または資格停止の対象となる。

1. 入会時の申請内容に虚偽があった場合
2. 会の運営・方針・活動に対して著しい不服従または妨害行為を行った場合
3. 地域社会との信頼関係を著しく損なう行動を取った場合
4. その他、役員会が重大と判断する行為があった場合

なお、除名には役員会の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

先達山を注視する会 会員／賛助会員申請書

私は、先達山を注視する会の会員として、以下の事項を十分に理解し、誠実に遵守することをここに誓約し、会員／賛助会員[どちらかを○で囲む]となることを希望します。

第1条（活動方針の遵守）

私は、本会の設立趣旨、基本理念、行動指針、及び役員会または総会で決定された方針に従い、組織の統一と円滑な運営に協力します。

会の内外において、本会の信用を損なうような行為や、会に無断での情報発信、会の活動方針に関わる独自の交渉行動等は一切行いません。

第2条（地域住民への敬意）

私は、先達山およびその周辺地域の住民の生活、歴史、文化、感情を十分に尊重して活動いたします。

また、地域の共通課題に共に取り組む人々に対して、出身地域、国籍、その他の個別の属性に基づき、排除・差別するような行為をいたしません。

第3条（違反時の措置）

上記のいずれかに違反した場合、役員会による厳正な審査と判断により、会員資格の停止または除名等の措置を受けることに異議を申し立てません。

以上の内容を理解し、これに誓約いたします。

年月日： 令和 年 月 日

署名：（自署）_____

住所： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

正会員加入者
〇〇氏への推薦状

2025 年 月 日

先達山を注視する会
役員会御中

… 内容は自由形式…

以上の理由をもって、〇〇氏を正会員に推薦いたします。

先達山を注する会 会員

●●(氏名)